国立大学法人大分大学における教員の労働契約の期間に関する規程

平成１６年４月１日制定
平成１６年規程第４５号

（趣旨）
第１条　この規程は，大学の教員等の任期に関する法律（平成９年法律第８２号。以下「法」という。）第５条第２項の規定により，国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における教員の労働契約の期間に関し必要な事項を定める。

（労働契約の期間を定めて採用又は更新する教員の職等）
第２条　労働契約の期間を定めて採用又は更新する教員の職等は，別表に定めるとおりとする。

（採用又は更新される者の同意）
第３条　労働契約の期間を定めて採用又は更新する場合は，別記様式により，当該採用又は更新される者の同意を得なければならない。

（規程の公表）
第４条　この規程を制定又は改廃したときは，法人のホームページ等により公表し，広く周知を図るものとする。

附　則
１　この規程は，平成１６年４月１日から施行する。
２　この規程施行前に，大分大学における教員の任期に関する規程（平成１５年規程第５４号）又は大分医科大学における教員の任期に関する規程（平成１２年１０月１１日制定）に基づいて任用され，この規程施行時に在職する者は，この規程により任用されたものと見なす。

附　則（平成１７年規程第１３７号）
この規程は，平成１７年１２月２７日から施行する。

附　則（平成１８年規程第７７号）
この規程は，平成１８年４月１９日から施行する。

附　則（平成１９年規程第１７号）
この規程は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年規程第５７号）
この規程は，平成１９年４月１８日から施行する。

附　則（平成１９年規程第９３号）
この規程は，平成１９年１２月１９日から施行する。

附　則（平成２０年規程第１２号）
この規程は，平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年規程第７２号）
この規程は，平成２０年７月１日から施行する。

附　則（平成２０年規程第７６号）
この規程は，平成２０年８月１日から施行し，この規程による改正後の国立大学法人大分大学における教員の任期に関する規程別表中，総合科学研究支援センターの項の規定は，同日以降に任用される者から適用する。

附　則（平成２０年規程第８０号）
この規程は，平成２０年９月２２日から施行する。

附　則（平成２０年規程第８２号）
この規程は，平成２０年１０月２９日から施行する。

附　則（平成２１年規程第５９号）
この規程は，平成２１年５月１５日から施行する。

附　則（平成２１年規程第６７号）
この規程は，平成２１年７月１日から施行する。

附　則（平成２１年規程第８７号）
この規程は，平成２１年１０月１日から施行し，この規程による改正後の国立大学法人大分大学における教員の任期に関する規程別表中，全学研究推進機構の項の規定は，同日以降に任用される者から適用し，この規程の施行の前日に総合科学研究支援センターに在職する者の任期は，なお従前の例による。

附　則（平成２１年規程第９４号）
この規程は，平成２１年１０月２０日から施行する。

附　則（平成２２年規程第６号）
この規程は，平成２２年３月８日から施行する。

附　則（平成２２年規程第９号）
この規程は，平成２２年３月１７日から施行し，この規程による改正後の国立大学法人大分大学における教員の任期に関する規程の規定は，同年２月１日から適用する。

附　則（平成２２年規程第１０号）
この規程は，平成２２年３月１７日から施行する。

附　則（平成２２年規程第３９号）
この規程は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年規程第４０号）
この規程は，平成２２年５月１日から施行する。

附　則（平成２２年規程第５６号）
この規程は，平成２２年７月１２日から施行する。

附　則（平成２２年規程第６０号）
この規程は，平成２２年９月１５日から施行する。

附　則（平成２２年規程第６２号）
この規程は，平成２２年１１月１日から施行する。

附　則（平成２２年規程第６８号）
この規程は，平成２２年１２月１５日から施行し，この規程による改正後の国立大学法人大分大学における教員の任期に関する規程の規定は，同年１２月９日から適用する。

附　則（平成２２年規程第６９号）
この規程は，平成２３年１月１日から施行する。

附　則（平成２３年規程第５号）
この規程は，平成２３年４月１日から施行し，この規程による改正後の国立大学法人大分大学における教員の任期に関する規程別表中，産学官連携推進機構の項の規定は，同日以降に任用される者から適用し，この規程の施行の前日に地域共同研究センター及びイノベーション機構に在職する者の任期は，なお従前の例による。

附　則（平成２３年規程第１９号）
この規程は，平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年規程第３３号）
この規程は，平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年規程第５４号）
この規程は，平成２３年８月５日から施行する。

附　則（平成２３年規程第５５号）
この規程は，平成２３年９月２０日から施行する。

附　則（平成２４年規程第１２号）
この規程は，平成２４年３月１２日から施行する。

附　則（平成２４年規程第１３号）
この規程は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年規程第２５号）
この規程は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年規程第２６号）
この規程は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年規程第１号）
この規程は，平成２５年２月２０日から施行する。

附　則（平成２５年規程第７号）
この規程は，平成２５年４月１日から施行し，この規程の施行日の前日に在職している教員の労働契約の期間は，改正後の国立大学法人大分大学における教員の労働契約の期間に関する規程第２条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（平成２５年規程第５６号）
この規程は，平成２５年５月２７日から施行する。

附　則（平成２７年規程第５号）
この規程は，平成２７年２月２日から施行し，この規程による改正後の国立大学法人大分大学における教員の労働契約の期間に関する規程の規定は，平成２６年１２月１日から適用する。

附　則（平成２７年規程第１２号）
この規程は，平成２７年２月２３日から施行する。

附　則（平成２７年規程第６５号）

この規程は，平成２８年１月１日から施行する。

附　則（平成２７年規程第７４号）
この規程は，平成２８年１月１日から施行する。

附　則（平成２８年規程第１２号）
この規程は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年規程第５１号）
この規程は，平成２８年６月２３日から施行する。

附　則（平成２８年規程第８４号）
この規程は，平成２９年１月１日から施行する。

附　則（平成２９年規程第８号）
この規程は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年規程第１６号）
この規程は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年規程第６７号）
この規程は，平成２９年１２月１日から施行する。

附　則（平成２９年規程第８２号）
この規程は，平成３０年１月１日から施行する。

附　則（平成３０年規程第３４号）
この規程は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年規程第５９号）
この規程は，平成３０年１１月１２日から施行する。

附　則（令和元年規程第３５号）
この規程は，令和２年１月１日から施行する。

附　則（令和２年規程第２６号）
この規程は，令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年規程第４０号）
この規程は，令和２年６月１日から施行する。

附　則（令和３年規程第４号）
この規程は，令和３年３月１日から施行する。

附　則（令和３年規程第２８号）
この規程は，令和３年１０月１日から施行する。

附　則（令和４年規程第７０号）
この規程は，令和４年７月１日から施行する。

附　則（令和５年規程第４号）
この規程は，令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年規程第３８号）
この規程は，令和６年５月２８日から施行する。

附 則（令和７年規程第３５号）
この規程は，令和７年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

労働契約の期間を定めて採用又は更新する教員の職等

１　法第４条第１項第１号

教員組織	派遣先の教育研究組織		対象の職種	労働契約の期間	更新の可否	更新後の労働契約の期間
部門	部局等	学科，講座，研究部門等				
医学部門	医学部	医学科 　　全講座 看護学科 　　全講座 先進医療科学科 附属病院 　　全診療科 　　全中央診療施設 　　全特殊診療施設 附属医学教育センター 附属地域医療学センター 附属先端分子イメージングセンター 附属臨床医工学センター その他の施設	教授 准教授 講師 助教 助手	５年以内	可	平成２５年４月１日以降に新たに労働契約を締結した日から１０年を超えない範囲内。
理工学部門	理工学部	理工学科	教授 准教授 講師 助教	５年以内	可	新たに労働契約を締結した日から１０年を超えない範囲内。
グローカル感染症研究部門	グローカル感染症研究センター		教授 准教授 講師 助教	５年以内	可	新たに労働契約を締結した日から１０年を超えない範囲内。
教育マネジメント部門	教育マネジメント機構		教授 准教授 講師	５年以内	可	新たに労働契約を締結した日から１０年を超えない範囲内。
研究マネジメント部門	研究マネジメント機構		教授 准教授 講師 助教	５年以内	可	新たに労働契約を締結した日から１０年を超えない範囲内。
地域経済社会教育開発部門	地域経済社会教育開発センター		教授 准教授 講師 助教	５年以内	可	新たに労働契約を締結した日から１０年を超えない範囲内。
地域連携プラットフォーム	地域連携プラットフ		教授 准教授 講師	５年以内	可	新たに労働契約を締結した日から１０年を超え

推進部門	ォーム推進機構					ない範囲内。
減災・復興デザイン教育研究部門	減災・復興デザイン教育研究センター		准教授 講師 助教	５年以内	可	新たに労働契約を締結した日から１０年を超えない範囲内。
ＩＲ部門	ＩＲセンター		准教授 講師 助教	５年以内	可	新たに労働契約を締結した日から１０年を超えない範囲内。
国際教育研究推進部門	教育マネジメント機構 研究マネジメント機構	国際教育推進センター 研究推進センター	教授 准教授 講師 助教	５年以内	可	新たに労働契約を締結した日から１０年を超えない範囲内。

備考　この表に掲げる研究マネジメント部門における労働契約の期間は，国立大学法人大分大学研究マネジメント部門におけるテニュアトラックによる教員選考に関する細則（令和３年細則第２８号）第２条第２号に規定するテニュアトラック制度により採用される者に適用する。

２　法第４条第１項第２号

教員組織	派遣先の教育研究組織		対象の職種	労働契約の期間	更新の可否	更新後の労働契約の期間
部門	部局等	学科，講座，研究部門等				
研究マネジメント部門	研究マネジメント機構		助教	５年以内	可	新たに労働契約を締結した日から５年を超えない範囲内。
理工学部門	理工学部	理工学科	助教	５年以内	可	新たに労働契約を締結した日から１０年を超えない範囲内。

別記様式（第３条関係）

同　　意　　書

年　　月　　日

国立大学法人大分大学長　殿

氏　名　　㊞

私は，国立大学法人大分大学〇〇部門〇〇に採用され〇〇に派遣されるに際し，大学の教員等の任期に関する法律（平成９年法律第８２号）第５条第１項，第４条第１項第　号及び国立大学法人大分大学における教員の労働契約の期間に関する規程第２条の規定により，下記のとおりの労働契約期間により採用又は更新されるものであることに同意いたします。

記

年　月　日から　年　月　日まで

注　　〇〇部分には教員組織，教育研究組織及び職を記入する。